

平成20年度「自殺予防週間」実施要綱

平成20年7月14日
内閣府特命担当大臣決定

自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定）（以下「大綱」という。）において、「9月10日の世界自殺予防デーに因んで、毎年、9月10日からの一週間を自殺予防週間として設定し、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進」することとされた。

このため、平成20年度の自殺予防週間の実施については、わが国の自殺者数が平成10年以降連續して3万人を上回り、減少が見られないという憂慮すべき事態であることや硫化水素による自殺が大きな社会問題となっていることかんがみ、以下の事項を踏まえて、効果的な活動の展開を図るものとする。

1 目的

自殺予防週間は、当該期間中における集中的な啓発事業等の実施を通じて、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法及び自殺者の親族等に対する支援の必要性等について国民の理解の促進を図ることを目的とする。

2 実施期間

平成20年9月10日（水）から16日（火）までの1週間

3 実施体制

関係省庁との連携・協力を図りつつ、内閣府において事業を実施する。また、都道府県及び市町村（以下「地方公共団体」という。）並びに自殺対策に関する活動を行う民間団体・学術組織等（以下「自殺対策関連団体等」という。）に対しても、参加を呼びかけ、連携・協力を図る。

4 実施に当たっての基本方針

(1) 自殺予防週間の定着

平成20年度は大綱の2年度目に当たることにかんがみ、昨年度に引き続き、関係省庁、地方公共団体、自殺対策関連団体等と連携・協力して、様々な主体による総合的な取組を継続的に、さらに、年間を通じて展開する気運が醸成されるよう自殺予防週間の定着を図る。

(2) 国民各界各層への呼びかけ

現代社会では、誰もが心の健康を損なう可能性があることを踏まえ、国民一人ひとりが少しの善意と思いやりを持ち自殺対策の主役となるよう、共に支えあう共生社会を形成していくという視点を持って、幅広く国民各界各層に対して呼びかけを行う。

また、青少年、中高年、高齢者については、それぞれの世代の特徴に応じて、自殺者の親族等については、その心情に配慮した呼びかけを行う。

(3) 自殺予防についての正しい知識の普及及び相談機関を積極的に利用する意識の定着

自殺対策の推進に際しては、国民全体に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について国民の理解の促進を図ることが重要である。

自殺を図った人は、周囲に対する相談が少ないことを踏まえ、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくすことにより、困ったときや悩みを抱えたときは、相談機関を利用するなど誰かに助けを求めることが自殺予防に資する適切な方法であるとの意識の定着を図る。

(4) 自殺者の親族等に対する支援の必要性についての理解促進

自殺者の親族等は、家族等の自殺による深刻な心理的影響のみならず自殺についての偏見や無理解から社会的に孤立していることが多いことを踏まえ、自殺者の親族等の主体性を尊重しつつ、支援の必要性について国民の理解の促進に努める。

(5) 様々な主体との連携・協力の推進

効果的な事業を実施する観点から、関係省庁、地方公共団体、自殺対策関連団体等の様々な主体と積極的な連携を図り、自殺予防週間に相応しい啓発事業の実施に努める。

また、地方公共団体、関係民間団体等の様々な主体が啓発事業等を効果的に実施できるよう協力する。

5 主な実施事項

(1) 内閣府における啓発事業の実施

厚生労働省、地方公共団体、自殺対策関連団体等の協力を得て、自殺予防、遺族支援等自殺対策に係る様々なテーマを議論する啓発事業を内閣府において実施する。

(2) 様々な主体による啓発事業の実施

関係省庁、地方公共団体、自殺対策関連団体等の様々な主体に対して、自殺予防週間に関連した各種啓発事業（上記（1）に掲げるものを除く。）の実施を呼びかける。

(3) 相談事業の実施

地方公共団体、自殺対策関連団体等に対して、自殺の背景要因となる経済・生活問題、心の健康を含む健康問題等についての相談事業の実施を呼びかける。

(4) 各種広報媒体を通じた広報の推進

関係省庁、地方公共団体、自殺対策関連団体等の様々な主体に対して、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、インターネット、広報誌（紙）等様々な広報媒体を活用した広報啓発活動の実施を呼びかける。

(5) 日常的な活動の場の活用

関係省庁、地方公共団体、自殺対策関連団体等様々な主体により、それぞれの日常的な活動の場所や機会を積極的に活用した自殺対策の普及啓発の実施を呼びかける。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、「自殺予防週間」に係る啓発事業に関する必要な事項は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）が別に定めるものとする。